

令和5年度

香美町財政健全化及び
経営健全化審査意見書

令和6年8月

香美町監査委員

令和5年度 財政健全化審査意見書

1 審査の対象

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率を算定した書類

2 審査の期間

令和6年8月6日（火）～令和6年8月19日（月）までの実質2日間

3 審査の概要

この財政健全化審査は、令和6年7月12日付で町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和4年度 (%)	令和5年度 (%)	早期健全化基準 (%)
①実質赤字比率	—	—	13.69
②連結実質赤字比率	—	—	18.69
③実質公債費比率	9.4	10.2	25.0
④将来負担比率	36.7	24.1	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質収支が黒字であり、令和5年度の実質赤字比率は発生していない。

② 連結実質赤字比率について

実質収支額の合計は黒字であり、令和5年度の連結実質赤字比率は発生していない。

③ 実質公債費比率について

令和4年度の実質公債費比率は10.2%となっており、前年度より0.8ポイント上昇したが、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

④ 将来負担比率について

令和4年度の将来負担比率は24.1%となっており、前年度より12.6ポイント改善されている。

(3) 是正改善を要する事項

比率算定について特に指摘すべき事項はない。

令和 5 年度 経営健全化審査意見書

1 審査の対象

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率を算定した書類

2 審査の期間

令和 6 年 8 月 6 日（火）～令和 6 年 8 月 1 9 日（月）までの実質 2 日間

3 審査の概要

この経営健全化審査は、令和 6 年 7 月 1 2 日付で町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	特別会計の名称	令和4年度 (%)	令和5年度 (%)	経営健全化基準 (%)
資金不足比率	町立地方卸売市場事業特別会計	—	—	20.0
	国民宿舎事業特別会計	—	—	20.0
	公立香住病院事業企業会計	—	—	20.0
	水道事業企業会計	—	—	20.0
	下水道事業企業会計	—	—	20.0

(2) 個別意見

昨年度に引き続き、全ての特別会計において資金不足は発生していない。

(3) 是正改善を要する事項

比率算定について特に指摘すべき事項はない。